

立憲主義を守るために、安全保障関連法制の廃止に向けて全力を挙げて取り組むための宣言

日本国憲法が規定する恒久平和主義は、第2次世界大戦の加害と被害を経験した日本国民の願いである。日本国民は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意して、憲法を制定した。その後、自衛隊が創設されるに至ったが、歴代政府はわが憲法の下で武力行使が許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合（個別的自衛権の行使）に限られるのであって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は憲法上許されないとの見解を堅持してきた。わが国が戦後70年間を通じ他国と一度も交戦していない事実は国際的に広く認知され、平和国家として一定の評価を得るまでに至った。

ところが、このたび政府与党は、集団的自衛権の行使を容認する等、これまでの政府解釈を変更する内容の閣議決定を行い、それを具体化する法案として、新法である「国際平和支援法」と、既存の自衛隊法や周辺事態法等10の関連法律の改正を一括した「平和安全法制整備法」の2法案（以下、法案成立前後を通じて「安全保障関連法制」という。）を国会に提出し、強行採決により成立させた。安全保障関連法制は、上記閣議決定の内容を具体化したものである。

しかし、憲法9条の下において許容される自衛権行使は、わが国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであるから、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず武力行使を認める集団的自衛権の行使を容認することは、自衛隊を合憲とする根拠を政府自ら放棄するものである。その他、安全保障関連法制は、①「重要影響事態」及び「国際平和共同対処事態」において、「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所ならば、武力の行使を行う外国軍隊への支援活動等を行えるものとし、②改正国連平和維持活動協力法における安全確保業務及び駆け付け警護、改正自衛隊法における在外邦人救出の場面で、いわゆる任務遂行のための武器使用を認める等、海外での武力行使に至る危険性が高い等という意味で憲法9条に違反する内容を含んでいる。

また、憲法改正手続を経ることなく、閣議決定及び法律制定という手続によって、集団的自衛権の行使を容認する等憲法9条に違反する安全保障関連法制

を定めることは、政府与党の独断専行によって実質的に憲法を改変するに等しく、これは立憲主義に反する暴挙と言わなければならない。

安全保障関連法制に対しては、元最高裁判事、歴代の内閣法制局長官、憲法学者をはじめとして、各界・各方面から批判が噴出していた。若者から高齢者に至るまで、多数の国民も反対の声を上げていた。国会審議においては、安全保障関連法制の必要性を支える立法事実が存在しないことも明らかとなった。にもかかわらず、今国会は強行採決によりこの違憲法案を成立させてしまった。

弁護士及び弁護士会には弁護士法第1条の「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という使命が与えられている。私たちは、平和と人権、そして立憲主義を守るために、安全保障関連法制の廃止を求める活動に国民と共に全力を挙げて取り組む。

以上のとおり宣言する。

2015年（平成27年）11月13日

四国弁護士会連合会